

五戸町まごころ配送助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、緊急事態宣言等により帰省等の断念を余儀なくされた家族に、町特産品等（町内で購入した物）を送り励ますことで、不安の軽減を狙うとともに、町内生産品の流通拡大を図るため、町民が県外で暮らす家族等に町特産品等を送る際の配送料に対し、当該年度の予算の範囲内で五戸町まごころ配送助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、五戸町在住の個人で、帰省を自粛しているご家族等へ物資を送る方。

(助成金の額)

第3条 交付する助成金の額は、予算の範囲内において町長が定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五戸町まごころ配送助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 町内で購入した町特産品等の領収書の写し
- (2) 発送伝票の写し
- (3) 通帳の写し（金融機関名、口座名義、口座番号、預金種別がわかるもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書等の提出を受けた場合は、書類の審査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 町長は、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を申請された口座へ振り込むものとする。
- 3 町長は、助成金の不交付の決定をしたときは、速やかに五戸町まごころ配送助成金不交付決定通知書（様式第2号）にて当該申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、助成金の口座振込をもって交付決定及び確定とみなし、申請書をもって実績報告とみなすものとする。

（助成金の取り消し）

第6条 町長は、申請者が助成金の交付の決定内容に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第7条 町長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

令和 年 月 日

五戸町長 若宮 佳一 様

住 所 五戸町 字

氏 名

T E L

五戸町まごころ配送助成金交付申請書

五戸町まごころ配送助成金の交付を受けたいので、五戸町まごころ配送助成金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 町内で購入した町特産品等の領収書の写し（農産物など自家生産物を配送する場合は自家生産物名・重量を記入してください）

| 自家生産物名 | 重量 | kg |
|--------|----|----|
| | | |

- 発送伝票の写し
- 通帳の写し（金融機関名、口座名義、口座番号、預金種別がわかるもの）
※普通預金口座に限る

第 年 月 日
年 月 日

様

五戸町長 若宮 佳一

五戸町まごころ配送助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった五戸町まごころ配送助成金については、
五戸町まごころ配送助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり不交付とした
ので通知します。

記

（不交付理由）
